

老人保健事業の基本健康診査の委託先報告

(平成17年度実績より)

〔回収率〕

すべての都道府県より回答を得た。回収率100%

〔委託先別受診者数の割合〕

委託先	受診者数(人)	割合
医師会委託タイプ	8,423,841	65.1%
病院委託タイプ	543,679	4.2%
健診機関タイプ	3,544,311	27.4%
民間企業タイプ	6,917	0.1%
その他	187,101	1.4%
直営タイプ	240,188	1.9%
合計	12,946,037	100.0%

その他の主な内訳

- 医師会外の診療所に委託
- 町診療所に委託
- 離島の診療所に委託
- 地域保健協議会に委託

〔委託先別市区町村数の割合〕

委託先	市区町村数	割合
医師会委託タイプ	995	29.6%
病院委託タイプ	615	18.3%
健診機関タイプ	1,517	45.1%
民間企業タイプ	7	0.2%
その他	123	3.7%
直営タイプ	109	3.2%
合計	3,366	100.0%

※市区町村数 1,844(平成18年3月31日現在)

※委託先が重複している市区町村がある。

〔個別・集団の割合〕

	受診者数(人)	割合
個別健診	8,211,233	63.4%
集団健診	4,734,804	36.6%
合計	12,946,037	100.0%

※ここでの個別健診とは、一般外来と同様に受診することができること。

※ここでの集団健診とは、指定された場所で、日時を決めて健診を行うこと。

〔個別健診の割合の高い都道府県〕

都道府県名	個別健診の割合
神奈川県	94.1%
東京都	92.7%
富山県	89.1%
奈良県	88.7%
三重県	85.1%
香川県	84.7%
徳島県	84.4%
埼玉県	82.7%
島根県	81.6%
山口県	80.1%

〔集団健診の割合の高い都道府県〕

都道府県名	集団健診の割合
茨城県	92.3%
大分県	82.9%
愛媛県	81.9%
佐賀県	79.9%
高知県	79.4%
沖縄県	78.8%
福井県	78.8%
秋田県	77.9%
山梨県	77.9%
鹿児島県	76.7%

〔基本健康診査の委託を受けている病院数〕

総病院数	委託病院数	割合
8,002	644	8.0%

〔各都道府県内の健診機関の数〕

健診機関数	都道府県数	割合
1カ所	3	6.4%
2カ所	12	25.5%
3カ所	5	10.6%
4カ所	6	12.8%
5カ所	3	6.4%
6カ所	5	10.6%
7カ所	3	6.4%
8カ所	3	6.4%
9カ所	1	2.1%
10カ所	1	2.1%
11カ所	1	2.1%
12カ所	1	2.1%
13カ所	1	2.1%
14カ所	0	0.0%
15カ所	1	2.1%
22カ所	1	2.1%
合計	47	100.0%

※健診機関の総数は245カ所

〔法人別の健診機関の数〕

名称等	健診機関数	割合
財団法人	124	50.6%
社団法人(医師会)	28	11.4%
社団法人(医師会以外)	28	11.4%
医療法人	27	11.0%
JA厚生連	19	7.8%
自治体立	5	2.0%
社会福祉法人	4	1.6%
個人医院	4	1.6%
日本赤十字社	3	1.2%
広域行政事務組合	3	1.2%
合計	245	100.0%

〔健診機関の特定保健指導の実施予定〕

	健診機関数	割合
実施予定あり	97	39.6%
検討はしているが未定	69	28.2%
実施予定なし	7	2.9%
事業者の意向は分からない	72	29.4%
合計	245	100.0%

} 67.8%

〔本報告において、「実施予定あり」「検討しているが未定」と回答した健診機関が20年度特定保健指導事業で「動機付け支援」「積極的支援」を実施した場合の試算〕

	人数
①「実施予定あり」「検討しているが未定」の健診機関の受診者数 (平成16年度実績より)	2,403,043人
②平成20年度の保健指導対象者 (動機づけ+積極的支援)	2,365,000人

送り先 FAX 03-3503-8563

E-mail ninomiya-hirofumi@mhlw.go.jp

厚生労働省健康局総務課保健指導室 行

老人保健事業の基本健康診査の委託先報告用紙

都道府県名			
担当部署名			
担当者名	TEL		
	E-mail		

1 委託先の実施方法別に市区町村数、受診者数をご記入ください。尚、平成17年度の実績分をご記入ください。

	個別	受診者数	集団	受診者数
①医師会委託タイプ 例：地区医師会と委託契約しているもの	(市区町村)	人	(市区町村)	人
②病院委託タイプ 例：総合病院や健診部門のある病院と直接委託契約しているもの	(市区町村)	人	(市区町村)	人
③健診機関タイプ 医療法第七条の開設許可を受けているもの 例：(財)日本予防医学協会、(財)結核予防会等	(市区町村)	人	(市区町村)	人
④民間企業タイプ 例：株式会社の形態の事業者と委託契約しているもの	(市区町村)	人	(市区町村)	人
⑤直営タイプ	(市区町村)	人	(市区町村)	人
⑥その他 ()	(市区町村)	人	(市区町村)	人
都道府県合計		人		人

2 貴都道府県内で老人保健事業の基本健康診査の委託を受けている病院(1の②病院委託タイプにあたるもの)の数をご記入ください。

総病院数 () 箇所/ 委託を受けている病院数 () 箇所

3 貴都道府県内における委託先の健診機関(支部名も含む)(1の③健診機関タイプにあたるもの)、民間企業(1の④民間企業タイプにあたるもの)の正式名称をご記入ください。

また、平成20年度からの「健診・保健指導」での保健指導の実施の可能性についてもご記入ください。

(○：実施予定あり ×：実施予定なし △：検討はしているが未定 ■：事業者の意向は分からない)

例) ☆☆健診会◇◇県支部	○	※枠が足りない場合は、別の紙に追加してご提出ください	
①		②	
③		④	
⑤		⑥	
⑦		⑧	
⑨		⑩	

ご回答ありがとうございました。

[本調査に関するお問い合わせ先] 厚生労働省健康局総務課保健指導室 担当：二宮 須藤
TEL：03-5253-1111(内線2392) FAX：03-3503-8563

保険者におけるスケジュール (案)

	19年度	20年度	21年度
4月	<p>【平成19年度の準備作業】</p> <p>健診の現状把握 (被扶養者も含む) (18年度より)</p>	<p>健診対象者の抽出 受診券等の印刷・ 送付 (随時也可) 代行機関に受診券 発行情報の登録</p>	<p>健診データ受取 費用決済 (最終)</p>
5月	<p>実施方法の検討、年間実施スケジュール案の作成 ・加入者 (特に被扶養者) への案内方法等 ・集団契約・個別契約の判断 ・委託先の確保 等</p>	<p>(特定健診の開始)</p>	<p>健診データ抽出 (前年度分)</p>
6月	<p>事務処理システム開発・導入の 検討開始 (業者決定等)</p>	<p>健診データ受取 費用決済</p>	<p>実施率等、実施実績の算出 支払基金への報告 (ファイル作成・送付)</p>
7月	<p>特定健診等実施計画 (5ヵ年) の策定開始</p>	<p>保健指導対象者の 抽出、利用券等の 印刷・送付 代行機関に利用券 発行情報の登録</p>	<p>実施実績の分析 実施方法、委託先 機関の見直し等</p>
8月	<p>個人情報保護対策 ・セキュリティポリシー等 の策定、周知。 ・個人情報保護法に基づく ガイドラインの周知 等</p>	<p>【平成20年度以降の繰り返し作業】</p> <p>保険者とりまとめ 団体との契約 等</p>	<p>健診データ受取 費用決済</p>
9月	<p>実施計画策定</p>	<p>仮契約手続きの開始 ・実施機関との交渉 ・委託料等の決定 ・実施時期の調整 等</p>	<p>(特定健診・特定保健指導の実施)</p>

	19年度	20年度	21年度
10月			
11月		<p>※詳細は別紙</p>	<p>(特定健診・特定保健指導の実施)</p>
12月		<p>仮契約手続きの終了 (委託料等の決定)</p>	
1月	<p>事務処理システムの試験・ 検証の開始 (健診データの送受信等)</p>	<p>予算・契約承認手続き (各保険者)</p>	<p>(特定健診の終了)</p>
2月	<p>加入者台帳整備・確認</p>	<p>代行機関に契約等情報 の登録 (代表保険者) ↓ 次年度健診・保健指導 実施スケジュール作成</p>	<p>健診データ受取 費用決済 (最終)</p>
3月	<p>事務処理システム運用開始 (分析機能等は20年度に開発することも可)</p>	<p>契約準備</p>	<p>(特定保健指導の利用受付終了)</p>

契約に関する保険者の作業（市町村国保の契約スキームを利用）

	市町村国保	組合健保等	政管健保	保険者とりまとめ団体	代行機関
8月		契約とりまとめの委託 (利用する場合のみ)	契約とりまとめの委託 (利用する場合のみ)	契約とりまとめの受託	
9月	市町村医師会等との交渉 (委託料、委託範囲、委託 基準等の調整)				健診機関・保健指導機関の 登録(以降は随時の申請・ 登録)
10月					
11月	市町村医師会等との仮契約 仮契約情報を保険者協議会 等を通して情報共有	(保険者協議会)		市町村国保の契約情報を保 険者協議会等を通して収集	
12月			予算期議決定	委託の交渉 市町村医師会等との仮契約 (市町村国保と同一条件)	
1月	国保運営協議会等により 仮契約内容等の承認	組合会等により予算・仮 契約内容等の承認			
2月	市町村予算3役への説明等			代行機関に契約情報を登録	保険者とりまとめ団体から 提出された契約情報の登録
3月	市町村医師会等との契約 準備			市町村医師会等との契約 準備	保険者リスト、実施機関 リスト、委託料等、事務 点検に必要な情報を登録 する。
4月	市町村医師会等との契約			市町村医師会等との契約	

契約に関する保険者の作業（集団契約）

	保険者	保険者とりまとめ団体	代行機関
8月	契約とりまとめの委託	〔保険者とりまとめ団体の情報は、保険者〕 協議会等により情報共有する。 契約とりまとめの受託	
9月		健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との 交渉(委託料、委託範囲、委託基準等の調整)	健診機関・保健指導機関の登録 (以降は随時の申請・登録)
10月			
11月			
12月		健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との 仮契約(委託料の決定)	
1月	組合会等により予算・仮契約 内容等の承認(組合健保の場合)		
2月	受診券情報を登録(開始) (対象者を抽出、受診券を出力した保険者から)	代行機関に契約情報を登録	契約情報の登録 〔保険者リストと実施機関リスト、委託料等、 事務点検に必要な情報を登録する。〕
3月		健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との 契約準備	
4月	受診券を出力、加入者に送付 代行機関に受診券情報を登録	健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との 契約 加入者に情報提供(機関リスト等)	受診券情報の登録

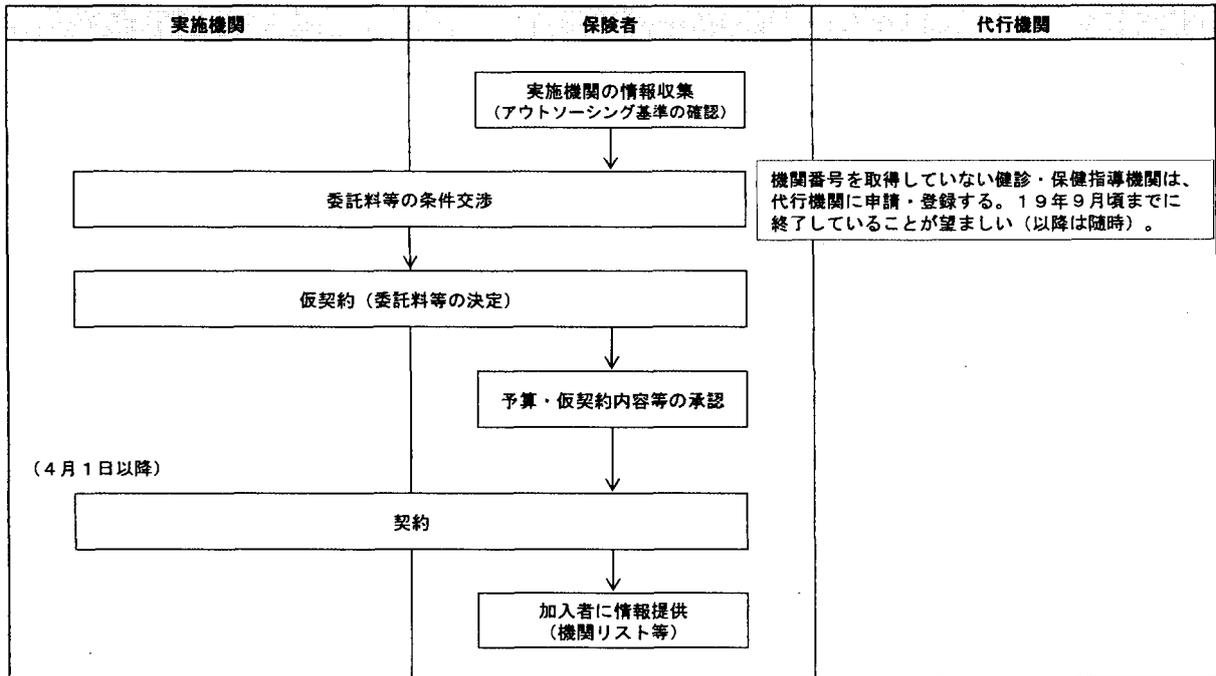
契約に関する保険者の作業（個別契約）

	保険者	代行機関
8月	健診機関・保健指導機関との交渉 (委託料、委託範囲、委託基準等の調整)	
9月		
10月		
11月		
12月	健診機関・保健指導機関との仮契約 (委託料等の決定)	
1月	組合会等により予算・仮契約内容等の承認の承認手続き	代行機関を利用する場合、保険者が受診券情報（受診券を発行する場合）契約情報を代行機関に登録する。 健診機関・保健指導機関から保険者に直接送付する場合、提出の時期、様式等を契約書に盛り込む。
2月		
3月	健診機関・保健指導機関との契約準備	
4月	健診機関・保健指導機関との契約加入者に情報提供（機関リスト等）	

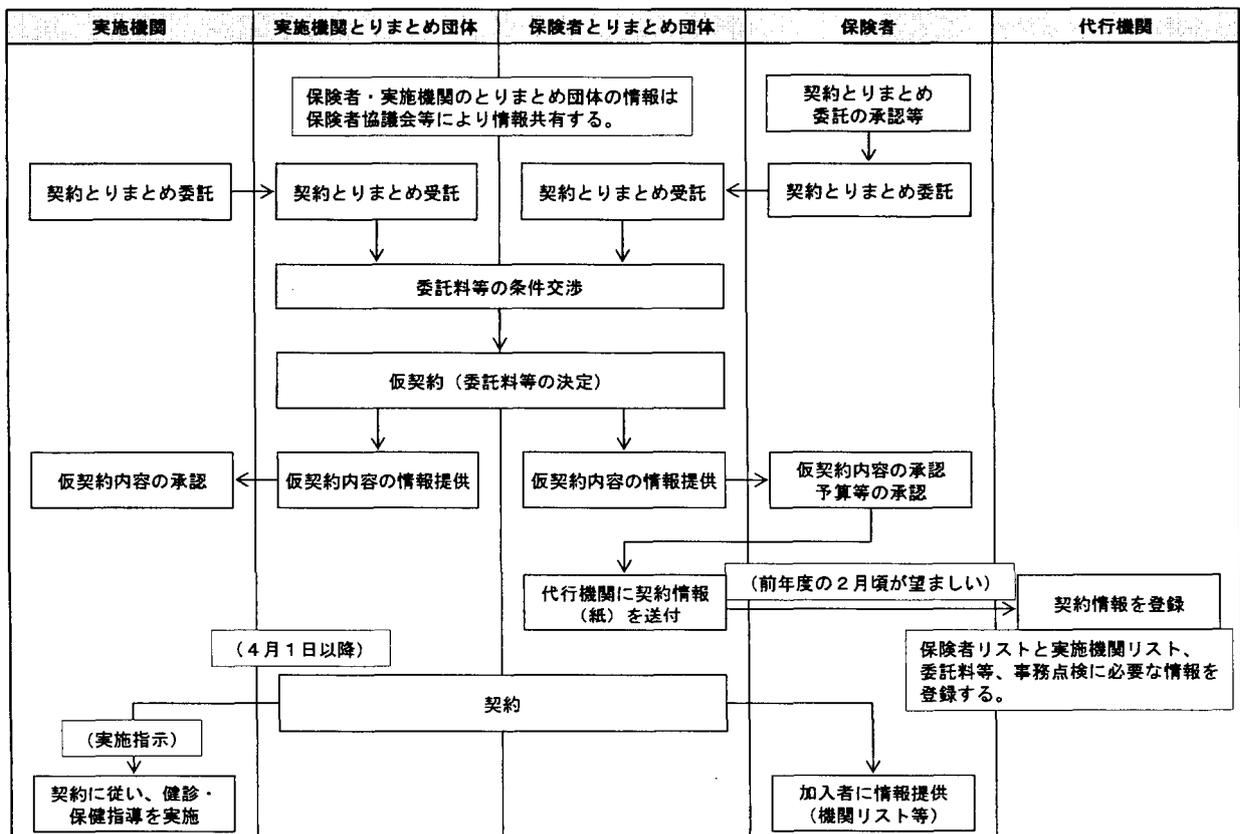
契約等の事務フロー

契約

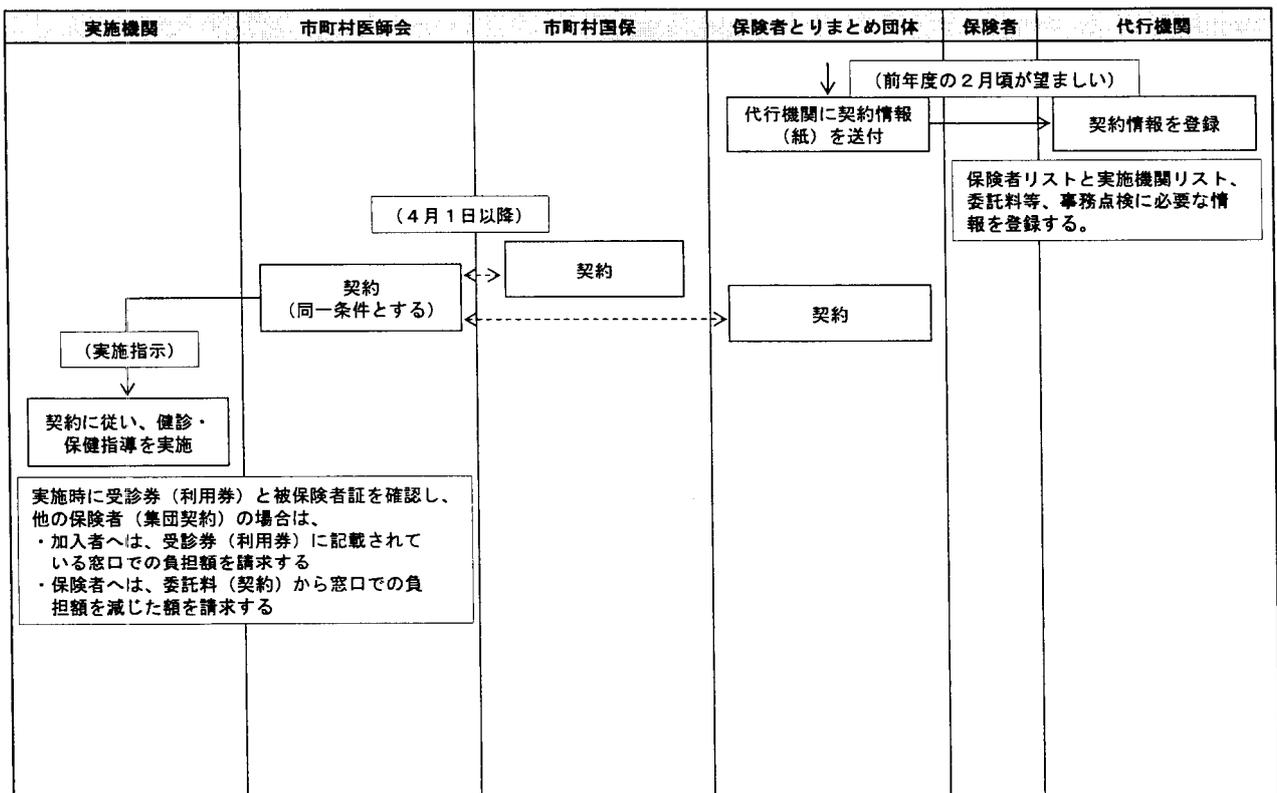
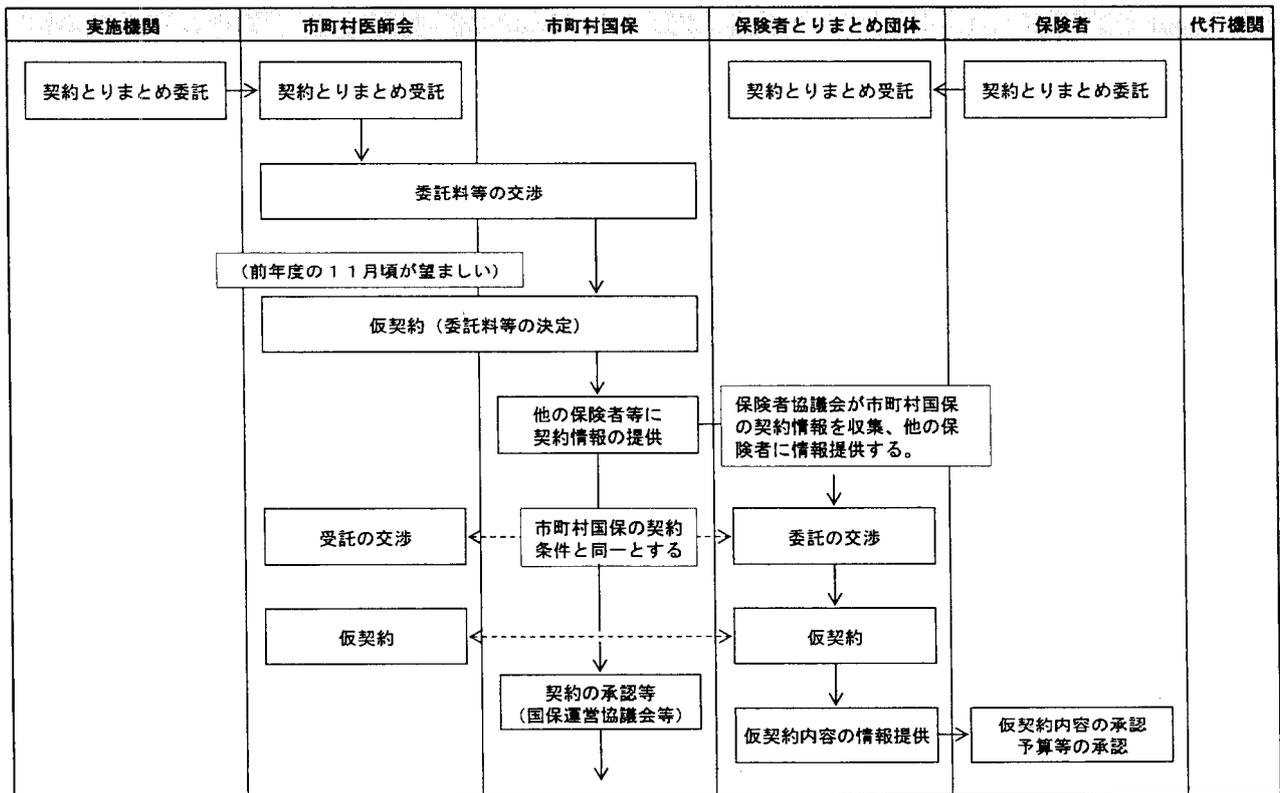
○個別契約



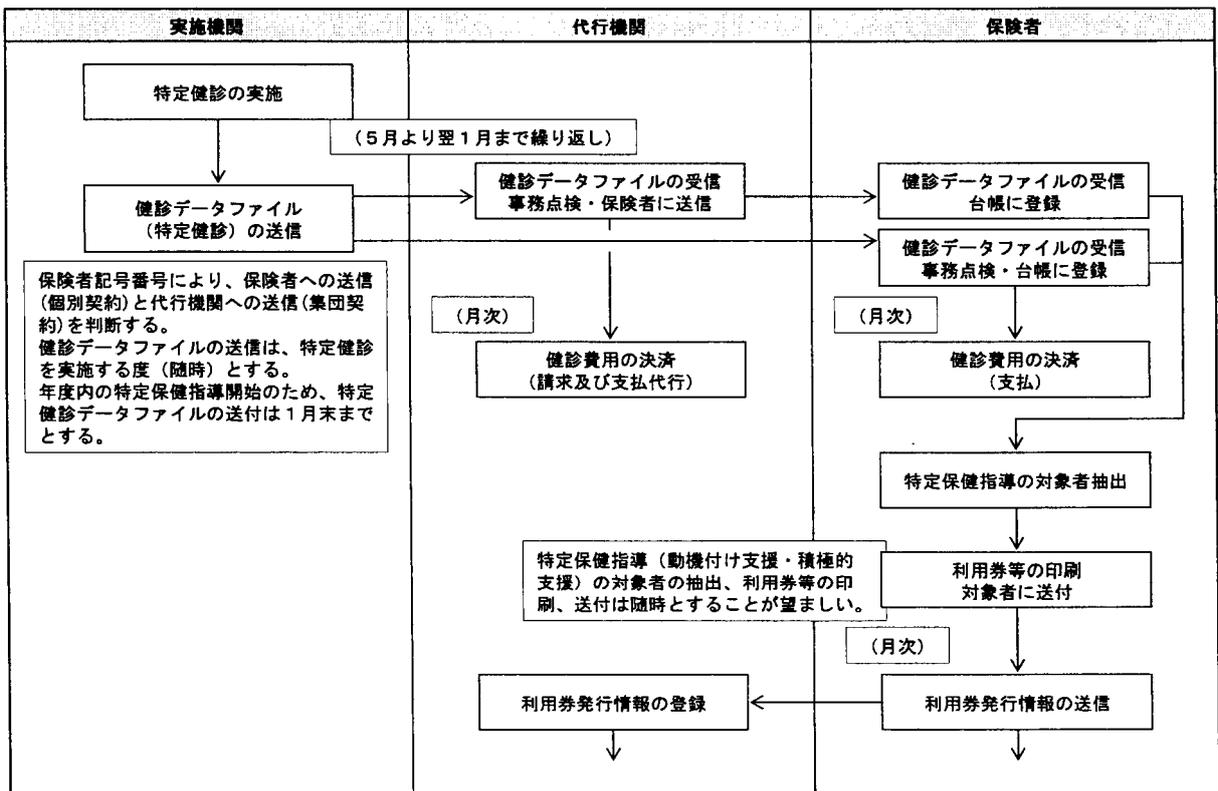
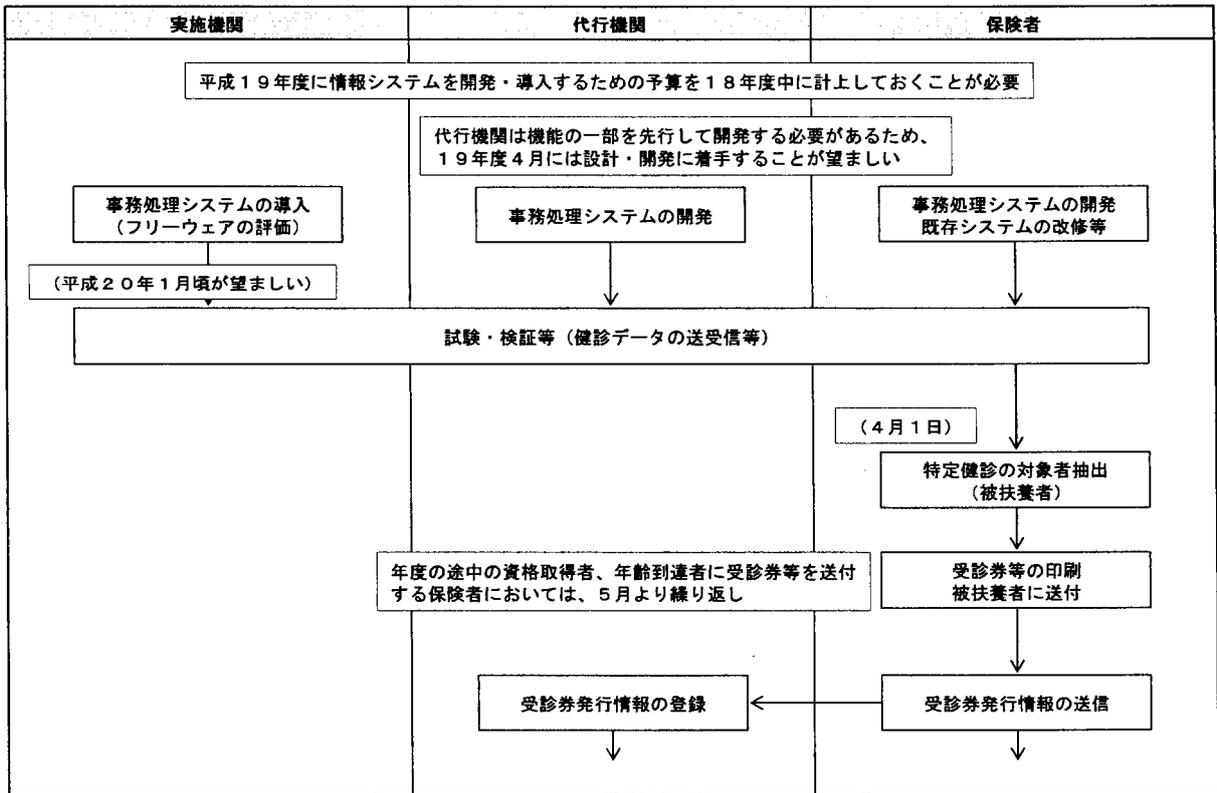
○集団契約

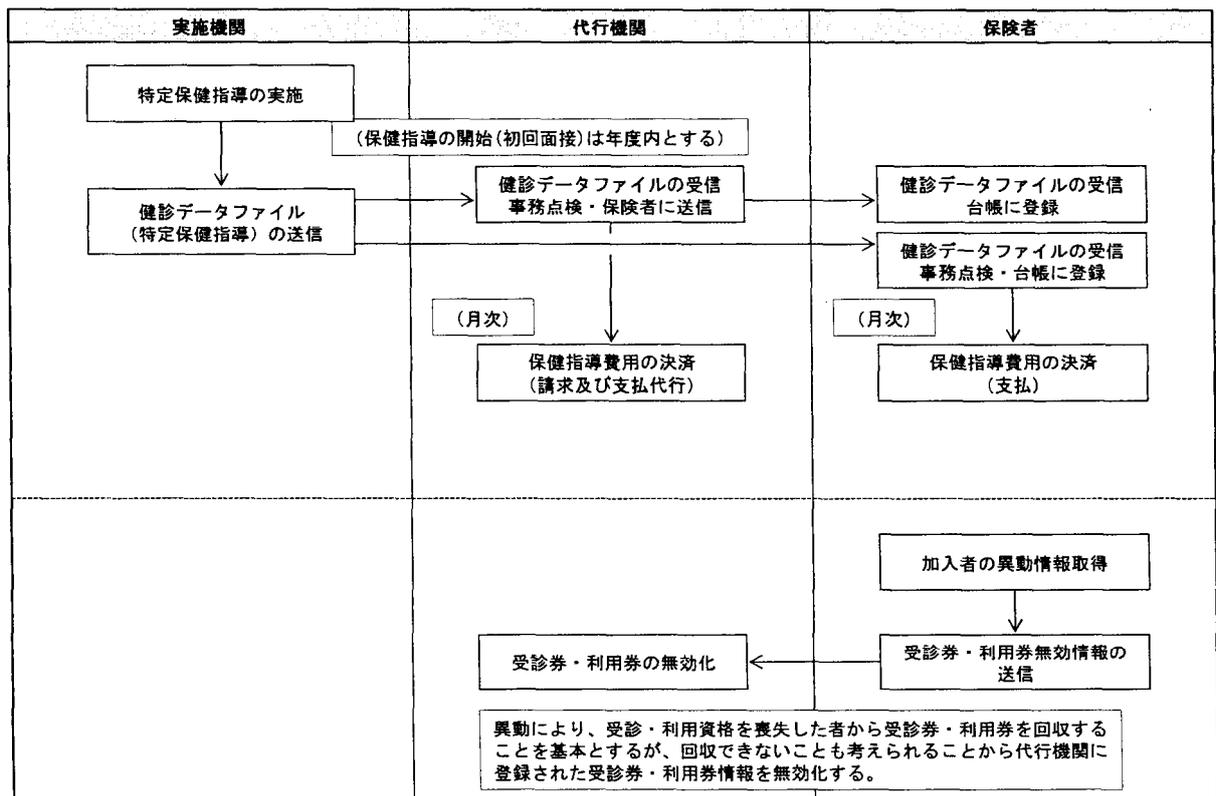


○集団契約（市町村国保の契約スキームを利用）



実施





国への報告

